

平成30年11月15日

於 教育委員会室

平成30年11月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成30年11月大和市教育委員会定例会

○平成30年11月15日（木曜日）

○出席委員（5名）

1番	教育長職務代理者	青 蔭 文 雄
2番	委 員	石 川 創 一
3番	委 員	小 松 俊 子
4番	委 員	森 園 廣 子
5番	教 育 長	柿 本 隆 夫

○事務局出席者

教 育 部 長	山 崎 晋 平	こ ども 部 長	齋 藤 園 子
文 化 ス ポ ー ツ 部 長	小 川 幹 郎	教 育 総 務 課 長	石 川 正 道
学 校 教 育 課 長	土 佐 野 睦	保 健 給 食 課 長	齋 藤 信 行
指 導 室 長	板 坂 和 明	教 育 研 究 所 長	竹 中 崇
青 少 年 相 談 室 長	中 村 真 由 美	こ ども ・ 青 少 年 課 長	遠 藤 隆 久
文 化 振 興 課 長	樋 田 久 美 子	図 書 ・ 学 び 交 流 課 長	前 嶋 清

○書 記

教 育 総 務 課 政 策 調 整 担 当 係 長	金 子 純 一 郎	教 育 総 務 課 政 策 調 整 担 当 主 査	藤 田 和 宏
---------------------------	-----------	---------------------------	---------

○日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事
 - 日程第1（議案第44号）大和市特別支援教育センター条例について
 - 日程第2（議案第45号）大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正案に関する意見聴取について
 - 日程第3（議案第46号）平成30年度大和市教育費補正予算案について
 - 日程第4（議案第47号）指定管理者の指定について
 - 日程第5（議案第48号）工事請負契約の締結について
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

開会 午前10時00分

○柿 本
教育長

ただいまから、教育委員会11月定例会を開会いたします。

会議時間は正午までとします。

前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。

今会の署名委員は2番石川委員、3番小松委員にお願いいたします。

続いて、教育長からの報告をさせていただきます。

初めに、前月以降の動きについてご報告いたします。

10月26日には、市長が語る大和市が開催され、幹部職員としてご挨拶いたしました。また、同日、光丘中学校文化発表会をのぞかせていただき、2年生と3年生の合唱の一部を聞かせていただきました。どのクラスもすばらしいハーモニーで、子どもたちが真剣に取り組む姿勢を見ていて、すがすがしく感じました。

27日には、大和市青少年健全育成大会が開催されました。青少年健全育成活動推進者への善行ほう賞や青少年健全育成作文の表彰に続きまして、作文の朗読、こども体験事業の発表が行われました。今年の健全育成大会も、登場する子どもたちのすばらしさが際立っていました。発表する子どもたちはもちろんのこと、司会進行役を務めてくれた引地台中学校生徒会の皆さんもとても頼もしく感じました。これからも大和市の全ての子どもたちの成長を皆さんとともに見守っていきたいと思います。教育委員の皆様もご参加ありがとうございました。同日、小学校の運動会が3校で予定されておりましたが、雨天のため、渋谷中学校と桜丘小学校は28日、林間小学校は29日にとり行いました。今年は夏休み前から熱中症が心配され、2学期に入ると雨が多く、各学校は本当に苦慮されました。そうした中、6校は熱中症への安全配慮から、日程を変更して開催しました。地域の行事との兼ね合いもあり、変更ができなかった学校もあったと聞いておりますが、小中学校ともに安全への配慮を第一として取り組んだことには感謝したいと思います。熱中症に关しましては、来年度以降も重大な課題となることが予測できますので、これからも開催時期などを検討し、保護者や地域の方にご理解いただきながら、開催の判断をしていただきたいと思います。3校の運動会につきましては、秋風のさわやかな中、子どもたちは一生懸命演技し、競技に取り組んでおりました。月曜日の開催となった林間小学校も、多くの保護者の方にご覧いただき、盛り上がった運動会になりました。

28日には、環境ポスターコンクール、下水道ポスター展の表彰が行われました。今年もすばらしい作品が多くございました。ポスター作成

を通して、子どもたちが環境のことを考えてくれるきっかけになればうれしいことだと思います。

30日には、神奈川県都市教育長協議会臨時総会が秦野市で開かれ、出席させていただきました。関東、全国の都市教育長会の動向と、役員人事が主な議題でした。

31日には、県公立中学校教育研究会美術科部会研究大会がシリウスを会場に行われ、開会式でご挨拶させていただきました。

11月2日には、大和東小学校ふれあい教育研究発表会に参加させていただきました。教科化された道徳を取り上げ、自ら考え、子どもたちが主体的に取り組む授業実現を目指しての研究でした。徳目を教え込むのではなく、子供たちが考え、そして自らの力で気づく道徳を、大和東小学校だけでなく、全ての学校で目指してほしいと思っております。

3日には、大和市PTA連絡協議会のバレーボール大会の開会式に出席させていただきました。40年を迎えるこの大会は、今年度全国のPTA組織からも表彰を受けるなど、他のPTAにはない活動です。保護者同士が、そして保護者と学校が手を結ぶことは、子どもの成長にとって不可欠のことです。これからもPTAの活躍に多いに期待したいと思います。同日には、大和市文化祭・文化芸術顕彰表彰式が行われました。作品の芸術性や、文化、芸術への活動が評価されて表彰された皆さんですが、残念ながら表彰されなかった皆様も含め、芸術を愛する多くの皆様によって、大和の文化、芸術が支えられていることを改めて実感いたしました。芸術は人と人をつなげます。大和が、芸術の香り高い街になりますよう、願っております。

ふれあい広場につきまして、3日には鶴間地区、4日には上福田地区、文ヶ岡小学校区、渋谷西地区、11日には大和地区をのぞかせていただきました。どこの地区も子どもたちの笑顔であふれ、こうした地域の触れ合いを心から楽しんでいることがよくわかりました。各地区でご協力いただいております関係団体の皆様に、改めてお礼申し上げます。ありがとうございます。

4日には、文化創造拠点シリウスにて開催されました維新・明治150年シンポジウム「時代の変革 それを支えた人々」を聞かせていただきました。西郷隆盛、坂本龍馬、勝海舟など、明治維新の偉人の末裔の方々が時を超えて、その時代を語る内容には、生の歴史に触れたようで引き込まれました。また、東京大学の本郷和人先生の巧みなお話にも引き込まれ、思わずうなづいていました。参加された皆様が多くの刺激を受けることができた催し物だったと思います。

5日、6日には、学校訪問として、小学校3校、中学校4校、南部学校給食共同調理場を訪問させていただきました。さまざまな課題の中でも、いじめ、不登校への取り組み、学力向上の取り組み、教職員の働き方改革を重点的な項目として、各学校の実践や、現状などを聞かせていただきました。学校からの意見や要望なども聞くことができました。これからも教育委員会と学校が、共通の課題を整理しながら進んでいけるよう、学校訪問の機会を生かしてまいりたいと考えております。

7日には、大和市小中学校教育研究会講演会が開催され、参加させていただきました。今年は「読書の魅力を伝えるために」というテーマで、飯田女子短期大学の松永幸代先生にお話しいただきました。小学校教員時代の豊富な経験を基に、具体的な指導の方法を教えていただき、明日からの教室で役立つ内容でした。

9日には、県中学校文化連盟大和支部総合文化祭の開会式に出席させていただきました。開会式の後、各学校の代表クラスによる合唱発表があり、会場の生徒たちは晴れやかでなおかつ緊張した面持ちだったのが印象的でした。

11日には、神奈川県少年少女空手道選手権大会がスポーツセンターの体育館で行われ、開会式に出席させていただきました。

12日には、今年度の第2回となる総合教育会議が開催されました。議題といたしましては、教育大綱関連事業の平成29年度の成果と取り組みの方向性についてが挙げられました。また、最後に市長よりご発言があり、今後の教育は知識中心ではなく、創造性を重視した教育に変わっていかねばならないということ。そして、そこには3つの特徴として、読書とITと英語があることなどをお話しされました。教育委員の皆様もありがとうございました。また、同日には、神奈川県市町村教育長会連合会の幹事会と総会が開催され、出席いたしました。

14日には、引地台中学校が大和市研究課題研究推進校として研究発表を行いました。主体的に活動し、力を高め合う生徒の育成をテーマとして、3年間の研究に取り組んだ成果を発表してくれました。学習指導要領が大きく変わろうとしており、それに伴って、学びそのものも大きく変わります。こうしたときにあって、教員には、自分自身の授業力を高める努力を不断に続けていってほしいと思っています。こうした学校を挙げての研究が、きっかけになることを期待しております。

次に、次月定例会までの予定についてですが、説明は省略させていただきますので、資料をご覧ください。

最後に、12月市議会第4回定例会の日程をお伝えいたします。本会

議初日は11月26日、一般質問は12月13日、14日、17日、最終日は12月20日に予定されております。また、文教市民経済常任委員会は11月29日、厚生常任委員会は11月30日に予定されております。

以上で、私からの報告を終わらせていただきます。

ただいまの報告に関しまして、質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

○小松委員 11月は研究発表会や総合会議など、いろいろなものに参加させていただきました。

大和東小学校のふれあい教育研究発表会では、道徳の教科化ということで、実際に授業を見せていただいたり、講演を聞かせていただいたりしました。心はどこにあるのかという投げかけをいただいたときに、頭なのか、ハートなのか、それとも他者との間なのかというような話を聞き、私もどこなのか考えました。人のかかわりの中からというお話をいただきました。どのように授業を進めていくかということは、非常に難しいところだと思いながらも、今まで学校で自分が経験してきた道徳というものと、教科化されたこれからの道徳というのは、随分大きな違いがあるようにも思えますが、根本は違ってはいないと思います。教科化されたことによって、自分では想像していなかった内容の話がたくさん出てきたことに驚きましましたし、自分自身の中での整理ができずにいたような気がしました。その後のお話の中で、授業の進め方の基本はここだよねとおっしゃっていて、道徳の授業がきっちりとできる教員というのは、ほかの授業もできるというような話が印象的でした。

また、学校訪問をさせていただいていた中で、各学校で教員がいろいろと苦勞をしながら学校を運営してくださっているということを感じました。その中で、校長がリーダーシップを発揮している学校があったり、なかなかそれが見えてこないような学校があったりしました。校長の思いだけではなくて、いろいろな教員の話も聞きながらということはもちろんあるとは思うのですけれども、校長が方向性をしっかりと示していないと、教員もどっちを向いたらよいかわからない、どのように進んだらよいかわからないということがあると思います。学校を回っている中で、そのような学校が少なからず見え隠れしたところもありました。力を持っていらっしゃる方なのに、リーダーシップをなかなか発揮できていないというように見受けられるところもありましたので、校長にはしっかりとリーダーシップを発揮していただきたいというように思いました。働き方改革についても、今回は各学校で、資料を見せ

ていただいたり、このような取り組みをしていますと聞いたりした内容の中には、今さらこんなことやっているのかというような内容もありました。机上がきれいにするとか、個別の資料をどこに保管するとか、そういった内容が資料に書かれていたので、愕然としてしまったところもあるのですが、日常の中で、見たらぽんと置いてしまうことなどを、少し気をつけるということからも改善されていくと思うので、ぜひ見直していただきたいと思いますと思います。教員はとても大変だと思います。就労時間が長くなっている、負担がかかっている、そういったことはわかるのですが、そこを改善していくことによって、教員の心や時間に余裕が出てくれば、自然と子どもたちに目が向いていくと思います。どうしても忙しいと片手間になってしまうことがありますので、そういう意味では、働き方改革の先にあるものをしっかりと考えながら、改善できるところは改善していただきたいと思います。そして学校全体としてよい方向に向かっていただきたいと思いますと感じました。

以上でございます。

○石川 委員 研究発表会が2校でありました。教員が研究をするということは、学校が変わることだというように思いました。要するに、教員が一丸となって意欲を持って取り組んでいけば、子どもたちが変わるというように思いました。研究の成果などについては、少し首をひねるところもありましたが、なによりも子どもたちが変わっているという印象を受けて、研究をすること自体が大事という思いがしました。日頃、朝の旗振りで見かけるやんちゃな子どもたちが、授業ではこんなに真面目にやっているんだと思うような姿が見れましたし、そういう意味でもとても楽しかったです。

また、学校訪問では、働き方改革にしても、学力向上対策にしても、学校全体でどう取り組むかということ、きちんと話していかないといけないだろうと思いました。中途半端にやるのでしたら、かえって雑用が増えてしまうようかと思いました。今朝、新聞に、教員の働き方改革について、基本的にはもっと人を増やしていくなど、教員の仕事を物理的に減らしていかないと仕事は減らないというような内容がありました。大和市でも働き方改革については、各学校できちんと話をすることが大事なことかと思いました。

以上です。

○森園 委員 秋になりまして、いろいろなことで子どもたちや一般の方たちが表彰されております。私も伺わせていただきましたけれども、選ばれた優秀な子だけではなく、みんなに見せたいという意図をもった表彰式もあつ

てもよいかなということをおもいました。

学校訪問がございましたけれども、教育委員のすべき本質は学校訪問だということを痛感いたしました。いじめ、不登校、学力向上、働き方改革ということはありませんけれども、一番気にしなくてはいけないことは、いじめと不登校だと思います。不登校に関しては、さまざまな見解がありますが、私としては、学校に行かない子どもをいかに行かせるか、いかに来てもらうかということをおもっています。教育委員会の見解としては、不登校の子どもが無理にはというような考え方もあるかもしれませんが、そうすると大げさに言えば不登校問題自体が無くなってしまってもおもいますので、基本的には学校に行かせるということが、私は考え方の基本だと思います。一部の見解を全体の見解としないような取り組みが必要ではないかと今回の学校訪問で感じました。また、学校の要望ということをしかりと聞いていくということが、この学校訪問の本筋であると思います。

これからの創造力ということに関して、読書、IT、英語力とありますけれども、創造力を高めることについて、一番は読書だろうとおもっておりますので、今後取り組みをさらに進めていけば、とてもすばらしい大和の子どもたちに返ってくるものかと考えております。

以上でございます。

○青 蔭 南部学校給食共同調理場を訪問させていただきまして、かつて「食
委 員 育」ということを大和市はかなり声高に言ってまいりました。

市町村名は見なかったのですが、先日、テレビで7時半頃に給食を食べているということが放送されておりました。朝食を召し上がることができずに学校へ朝早く来た子どもたちに、簡単なものではありますけれども料理を出しているということを見ました。大和でもいろいろと工夫をしておこなっていますが、さまざまな事情があつて、朝食を召し上がらずに学校へ来る子どもが大和でも多いと伺いましたので、こういう発想も考えていかなければいけないかなということをおもいました。子どもたちが嬉々として召し上がっている姿を見て、夕食を召し上がった後、朝食を食べてこないとお昼まで何も主食たるものがお腹に入ってきません。頭の回転やいら立ちなどにも影響いたしますので、学力ということも大事ですが、朝にご飯を食べていただいて、活力のある脳で授業を受けていただきたいなとおもいました。市町村名がわかればと思うのですが、申し訳ありません。

○柿 本 広島のほうかとおもいます。
教育長

○青 蔭 委員 そうでしたか。そういったことも1つの方法かという感じがいたしました。

訪問しました調理場につきましては、栄養士の方が真摯にご説明いただいている姿と、潤沢とは言えない費用の中で、子どもたちのために日夜努力しておられる姿、それから、たびたび言っておりましたことですが、各学校からメッセージカードで、調理場の方たちに直接声を届けているということを見まして、作っている方が、その作った先で召し上がっている子どもの姿がよくわかるということに、児童生徒と調理場の一体化が見られまして、うれしく思いました。

以上であります。

○柿 本 教育長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

ほかはないようでしたら、ただいまの報告に対する質疑を終了させていただきます。

◎議 事

○柿 本 教育長 それでは、議事に入ります。

日程第1（議案第44号）「大和市特別支援教育センター条例について」を議題といたします。

細部説明を求めます。板坂指導室長。

○板 坂 指導室長 よろしくお願いたします。

大和市特別支援教育センター条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見の申し出について、ご審議をお願いするというものでございます。

条例の内容についてご説明いたします。

2ページ、大和市特別支援教育センター条例（案）でございます。

第1条の設置につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、教育における支援を必要とする児童及び生徒等に対して、相談、支援等を行うため、本市に特別支援教育センターを設置する。

第2条の名称及び位置につきましては、特別支援教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。（1）名称 大和市特別支援教育センター。（2）位置 大和市林間二丁目6番18号。

第3条の委任につきましては、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則、この条例は平成31年4月1日から施行するというものがございます。

3ページ、大和市特別支援教育センターの概要についてでございます。役割につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に基づく教育機関として設置をいたします。

コンセプトといたしましては、特別支援教育に関する専門性の高い機能を持ち、学校との「つながり」を大切にしたいとします。児童・生徒や保護者への切れ目のない継続した支援の推進を行えるものとしています。

機能といたしまして、4つの機能を考えております。1点目は、情緒や行動面、学習の仕方等に関する通級指導教室でございます。通常の学級に在籍している児童生徒のうち、情緒面や行動面、学習の仕方などに課題が見られる児童生徒に、より豊かな人間関係を築けたり、安心して生活を送れたりすることができるよう、一人ひとりの特性に応じた支援や指導を行います。

2点目は、特別支援学級に在籍する不登校や登校しぶりの児童生徒への通所場所でございます。特別支援学級に在籍する不登校や登校しぶりの児童生徒への通所場所として、児童生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ、不登校の状態等に合わせて、支援や援助を行います。

3点目は、特別支援教育に特化した相談センターでございます。児童生徒一人ひとりの特性や発達状況に合った学びの場や支援方法について、保護者や教職員と連携し、相談を行います。

4点目は、教職員に対する研修施設でございます。発達障害の特性理解や支援の在り方や授業力向上のための研修会等を実施することで、教職員の専門性の向上を図ってまいります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

- 柿本 細部説明が終わりました。
- 教育長 質疑、ご意見等ございましたら、お願いたします。
- 石川 説明のありました概要については、条例とは関係ないものとなります
- 委員 でしょうか。
- 板坂 はい。条例とは関係ございません。条例は資料2ページだけとなります
- 指導室長 す。
- 石川 教育における支援を必要とする児童及び生徒に対してとありますが、
- 委員 範囲というようなものはあるのでしょうか。また、範囲があるようでしたら、そういった内容の規定はどのようになっていますか。

- 板 坂 基本的には全ての児童生徒が対象ということになります。その中で、
指導室長 子ども自身が困り感を持っているなど、通常の学級に在籍していながら
困り感を持っていたり、保護者が今後の成長に対して心配に思っていたり
といったお子さんが主な対象になろうかと思えます。
- 石 川 資料の概要に、通常の学級に通っているお子さんについても、支援を
委 員 必要とするお子さんについても、対象であるというように書いてあるの
ですが、例えば、通常学級に在籍していて不登校というお子さんに対し
てはどうなりますか。青少年相談室にて支援することになるのでしょうか。
- 板 坂 青少年相談室に、まほろば教室といったところもございます。特別支
指導室長 援教育センターで相談をしていく中で、その子どもにとって、センター
に通所することが合っているのか、まほろば教室へ行くことが合っている
のかということが出てくるケースもございますし、逆に青少年相談室
での相談業務にて、まほろば教室のほうがよいのか、センターのほうが
よいのかということも出てくると思えます。
- 石 川 そうすると、連携をとりながら支援していくというように解釈してよ
委 員 ろしいですか。
- 板 坂 そのとおりでございます。
- 指導室長
- 小 松 条例（案）に関しては、これによろしいのではないかと思います。
委 員 今回は条例についてという案件なのですけれども、概要についても説
明がありましたので、少し概要にも触れさせていただきたいと思いま
す。さきほど話が出ましたけれども、不登校の児童生徒が通う教室とし
て、まほろば教室が今も存在しています。そこに通っている自動生徒た
ちもいます。要するに、そこでは担うことが難しい、情緒面や行動面、
学習面といったことに専門的な支援を必要としているお子さんたちに関
しては、こちらのセンターを利用するというような考え方でよろしいで
すか。
- 板 坂 そのとおりで結構です。
- 指導室長
- 小 松 このセンターはあくまでも一時的な場所だというように、教員の方た
委 員 ちにも認識していただきたいと思います。例えば、まほろば教室に
通っているお子さんもそうですけれども、学校に行くのが苦痛なお子さ
んもいるのです。学校に行くのが苦痛というようなことで、まほろば教
室のほうへ来ています。このセンターが開設されて、支援がスタートし
たときには、そういうお子さんも中にはいると思うのです。さきほど森

園委員もおっしゃっていましたが、学校に戻ることをやめてしま
ってよいのかということではなくて、支援が必要なお子さんだからこ
そ、地域の学校へ行き、その中で学ぶことが大事ということがありま
す。お子さんが抱える障がいは、さまざまあります。学習障害のお子さ
んもいらっしゃるれば、人との関わりが難しい、注意力が欠陥してしま
っているお子さんもいらっしゃいます。そういうお子さんたちが、孤立し
ないようこのセンターの中だけで十分に補えるかということ難しく、人の
関わりの中で学んでいくということもたくさんあると思います。専門性
の高い機能を必要としているお子さんは、センターに行って、しっかりと
そこで学びながら、そのノウハウを学校に持ち帰ってほしいのです。
例えば、学習障害の中には、文字を変えただけでも読みやすくなるお子
さんもいます。しかしながら、そのお子さんに対して、どういう文字で
書いてあげれば読みやすくなるのかということをお学校現場に求めるとい
うことは難しいと思うのです。学校訪問をしていて、通常級に通ってい
るお子さんの中でも、支援を必要としている児童生徒が増えてきている
という話を耳にすることが多くなってきました。そういう中で、一人ひ
とりの違ったニーズに教員が全て応えられるかということ難しく、そこま
では要求できないと思います。そういうお子さんに対しては、このセン
ターで、どういう支援をしてあげたらよいということを見極め、ある程
度の見通しが立ったところで、そのやり方ごと学校へ持って行って、実
践していただきたいと思ひますし、そういう場であってほしいと思ひて
います。このセンターができたから、何でもかんでもセンターでお願い
しようということではなくて、専門性の高い機能というところを大事に
していただきたいと思ひます。お子さんにとって学校に行くのが苦痛と
なってしまった場合は別ですけれども、その子に合った方法が見つかった
ならば、その方法ごと学校に持ち帰って、うまくいかないようでしたら、
またセンターに戻って方法を考えていくということをしていただければ
と思ひます。そのように学校に戻すことを大前提として進めていっ
ていただきたいと思ひます。

特別支援学校と地域の学校の大きな違いというのは、人との関わりだ
と思ひます。特別支援学校というのは、どうしても友達同士の関わりが
難しいところがあると思ひます。人との関わりとなると、教員との関わり
になってしまうのです。しかしながら、地域の学校というのは、同世代
のお子さんたちが一緒に関わることのできる場所になりますので、そ
の場は大事にしていっていただきたいと思ひます。

以上です。

○柿本 教育長 とても大事な部分を指摘していただき、ありがとうございました。そのとおりだというように思っております。実はこれだけは絶対入れておこうということで、コンセプトの1つ目に、学校とのつながりということを入れております。センターでお引き受けするのではなくて、ともにということです。子どもたちが行くべき場所の基本は学校であると考えております。不登校のお子さんに対しても、さまざまな手だての中で、最も望まれることは、社会、自分たちの地域、その中で生活することだと思っております。大事な指摘をありがとうございました。

○森園 委員 小松委員がおっしゃったとおりだと思います。基本的に、資料にあるコンセプトについては、そういったことを踏まえた上でのコンセプトだと私は理解しております。さまざまな背景のお子さんが来て、また学校に戻れるような施設と理解しておりますので、そのためにこのコンセプトが掲げられているものと思います。

4つの機能については、これは基本となるものとしてよろしいかと思っております。その後、いろいろな課題等が出てくると思っておりますので、そのたびに検討しながら、よりよく施設運営ができるように見守るとというのが役目かと思っております。

特に、通常の学級のお子さんの中にも、心のケアをしないといけないお子さんがいるということについて、そういったことのケアが一番必要なことと思っております。そういったお子さんへの支援を機能の1つ目に掲げていると理解しておりますので、その辺も重点的に行っていただければよろしいかと思っております。

以上でございます。

○青蔭 委員 役割や機能についてご説明いただきましたが、私は具体的にどういふ方が何人配置されるのかが知りたい部分となります。児童生徒一人ひとりの特性をつかんで、どのように支援をすればよいか、どのように方向性を見出していくかということについて、一人ひとりとなりますと、いったい何人の方が配置されるものなんでしょうか。4つの機能があるということで、センターに藁をもつかむ思いで保護者の方が来た時に、人がいない、あるいは少し待たされたということがあってはいけないと思っております。子どもにとっては、後でということではなく、今という時間がとても大事なことです。今なのです。子どもに質問をされたときに、後でということはないのです。概要は資料を見てわかりました。配置される方がどんな有識者で、どれほどの見識を持って、過去どういふことをしてきたかなど、早く教えていただきたいと思っております。また、何人配置されるのか。センターのトップは誰が担って、センターで対応できない

ケースについては、どうつなげていくのか。ここが本丸になるのですから、通ってくる保護者の方が、お子さんに対するセンターの支援について、何だというように思われたら、つくった意味がなくなるのです。費用がかかることは承知の上で申すのですが、ただ、理想的な言葉を並べて待っていますといっても、訪ねてきた方のお気持ちに対して応えられないことには、多くの言葉を並べたところで、役には立ちません。支援が必要なお子さん、保護者の方の思いに対して、えっという思いだけはさせないでください。建物をつくれればよいというものではありませんので、そういったことを熟慮いただいて、これを最大限生かしていただきたいと思います。一人ひとりとしたのであれば、1人だけ救えばいいということではありませんので、言葉だけが先行して、実態がついてこないということがないようにしていただきたいと思います。

○柿 本
教育長

ありがとうございました。

ほかはないようでしたら、質疑を終了させていただきます。

これより、議案第44号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということで、議案第44号は可決いたしました。

続きまして、日程第2(議案第45号)「大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正案に関する意見聴取について」を議題といたします。

細部説明を求めます。石川教育総務課長。

○石 川
教育総務
課 長

よろしく申し上げます。

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正案に関する条例案の意見聴取について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条及び29条の規定により、ご審議願いたくご提案するものでございます。

4ページ、9月定例会で諮問をご審議いただいた、文化財保護に関する事務を教育委員会から市長部局に移管することに関わる条例の一部改正につきまして、市長から教育委員会への意見聴取に関する8月20付の協議文書でございます。

3ページ、教育委員会から大和市文化財保護審議会へ諮問したことに対して、10月4日付で同審議会から教育委員会へ、条例の一部改正について、適当と認めますとの旨の答申でございます。

1ページ、市長から教育委員会への意見聴取に対する回答案でございます。読み上げさせていただきます。大和市教育に関する事務の職務権

限の特例に関する条例の一部改正案に関する意見聴取について（回答）。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見聴取された上記の件について、条例の一部改正に同意します。なお、権限の移管にあたっては、文化財保護の本旨に則り、適正な事務執行の継続と更なる保護の拡充に努められるよう要望します。

教育委員会の市長に対する意見案は以上でございます。

2ページ、こちらは、市議会議長宛てに提出する案として作成しております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条では、議会は当該条例の議決をする前に教育委員会の意見を聞かなければならない旨が定められております。現在のところ、議会からは意見を聞かれておりませんが、制度上、必ず聞かれるものでございますので、あらかじめ市長への意見とあわせて、定例会でご審議いただきたいと思っております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○柿本
教育長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○石川
委員

これは過日、市長への回答について話し合いをしておりますので、このまま承認するという形をとってよいと思っております。

○柿本
教育長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、質疑を終結させていただきます。

これより、議案第45号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしということで、議案第45号は可決いたしました。

続きまして、日程第3（議案第46号）「平成30年度大和市教育費補正予算案について」を議題といたします。

細部説明を求めます。石川教育総務課長。

○石川
教育総務
課長

よろしく願いいたします。

平成30年度大和市教育費補正予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見の申し出に関し、ご審議願いたくご提案するものでございます。

補正予算（案）につきましては、歳出の増額補正をするものでございます。事業名につきましては、児童生徒安全対策事業でございます。内容としては、児童の安全対策として、通学時等に携帯できる防犯ブザーを平成31年4月に児童へ配布するため、その購入にかかる経費を増額するものでございます。なお、市立小学校の新1年生から4年生全員にお配りするもので、防犯ブザーの購入数は、8,000個を予定してお

ります。補正額としましては、760万4,000円の増額となるものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○柿本
教育長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○青蔭
委員

大きな事案もありましたので、これを子どもたちに渡せば、少しでも安心安全を図れるということで、とてもうれしく思っています。

ご説明の中にありましたが、購入数や、何年生を対象としているかなどは資料に記載されておりませんので、差し支えなければ明記なさっていただくとうれしく思います。

以上です。

○森園
委員

本当によかったと思っております。

防犯ブザーの性能もよくなっているのでしょうかけれども、5年位前に新1年生に配られた際に、いったん鳴ったら鳴り続けてしまい、地域の人が思わず飛び出てきて、音の消し方がわからず、大騒ぎになってしまったことがございました。その辺の検討もお願いしたいと思っております。

○柿本
教育長

その点について、補足はありますか。

板坂指導室長。

○板坂
指導室長

現在購入を予定しているものにつきましては、引っ張ると音が出るものですが、全部は抜けないようになっており、戻せば音が止まるというような仕様のものを検討しております。

○森園
委員

ありがとうございます。

○小松
委員

安全のための防犯ブザーに関しましては、以前は地域の団体から配布されていたこともあったのですが、地域によってあたりなかったりしました。今ではその配布もなくなっているというお話も聞きましたので、購入して配布していくことは、非常によいことだと思います。

使い方の練習も学校でやっていただきたいと思っております。森園委員もおっしゃっていましたが、学校でもたまに鳴ってしまい、周り子どもも一緒になって慌てて止めようとしていることがあります。鳴らす練習や止める練習も必要なことだと思いますので、使い方の練習を学校でやっていただけたらと思っております。

以上です。

○柿本
教育長

補足はありますか。

板坂指導室長。

○板 坂 指導室長 そういったことも検討しています。また、新1年生に関しては、警察の方にも来ていただいて安全指導等をしているのですが、それに合わせて行っていただくように考え方おります。

○小 松 委員 よろしくお願ひします。

○石 川 委員 何か危機が起きたときには「大きな声を上げなさい」というように言われるけど、実際に「大きな声」というのはなかなか上げられないものです。それで防犯ブザーをとということですが、これも実際に起きたときには本当に鳴らせるのかどうかと思いますので、危機管理という点からも訓練を何回かやっておくことが大事かと思います。せっかく持っていたても、必要なときに鳴らせなかったら意味がありませんので、よろしくお願ひします。

以上です。

○柿 本 教育長 ほかによろしいでしょうか。

ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより、議案第46号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということで、議案第46号は可決いたしました。

続いて、日程第4(議案第47号)「指定管理者の指定について」を議題といたします。

細部説明を求めます。前嶋図書・学び交流課長。

○前 嶋 図書・学び交流課長 よろしくお願ひします。

指定管理者の指定にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見の申し出について、ご審議をお願いしたく提案をするものでございます。

1ページ、本日、教育委員会定例会でご審議いただいた後、教育長から大和市長に対して、指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、別添のとおり市議会に指定管理者の指定の議案を提出していただくよう、申し出るものでございます。

2ページ、提出いただく議案となります。指定管理者の指定について。大和市生涯学習センター条例別表第1に規定する大和市つきみ野学習センター、桜丘学習センター及び渋谷学習センター並びに大和市立図書館条例別表1に規定する大和市立渋谷図書館の指定管理者を次のとおり指定をしたいので議決を求めますというものでございます。

施設の名称といたしましては、先ほど申し上げました4つの施設とな

ります。

指定管理者の名称といたしましては、現在シリウスや市民活動拠点ポラリス、中央林間図書館の指定管理をしております、やまとみらいでございます。

指定管理期間といたしましては、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2カ年とさせていただきたいと思っております。平成ではなくなりますが、現在の記載としては平成33年とさせていただいております。

提案理由につきましては、大和市つきみ野学習センター、大和市桜丘学習センター、大和市渋谷学習センター及び大和市立渋谷図書館の指定管理者を指定したい必要によるものでございます。

3ページ、4ページは、各地区学習センター及び大和市立渋谷図書館の指定管理者選定の概要でございます。

各地区の学習センターのつきみ野、桜丘、渋谷並びに渋谷図書館の管理運営につきましては、本館機能を持つシリウスの大和市生涯学習センター及び大和市立図書館との一体的な管理運営が必要であることから、平成31年4月1日からは、指定管理者による管理運営とすることといたしまして、大和市文化創造拠点等運営審議会（以下「審議会」という）によって、指定管理者候補者が選定がされました。教育委員会では、審議会が提出した選定審査報告書の内容を受け候補者を決定いたしまして、12月市議会に指定管理者の指定について議案を上程するよう、市長に申し出をしたいというものでございます。

1 指定管理候補者につきましては、団体名は、やまとみらいでございます。代表団体名は株式会社図書館流通センター、代表者、所在地は記載のとおりでございます。やまとみらいにつきましては、図書館流通センター、サントリーパブリシティサービス、小学館集英社プロダクション、ボーネルンド、明日香、横浜ビルシステムによる6社の共同事業体でございます。こちらにつきましては、現在、文化創造拠点シリウス、市民活動拠点ポラリス、中央林間図書館においても指定管理者となっております。

2 対象施設につきましては、現在、市の直営となっておりますつきみ野学習センター、桜丘学習センター、渋谷学習センター、また、この4月から図書館となりました大和市立渋谷図書館の4施設でございます。

3 指定管理期間につきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成31年4月1日からの2年間でございます。

4 指定管理提案額につきましては、4館合計で、平成31年度は2億

980万円、平成32年度は消費税の増税分が1年分かかりますので、2億1,160万円となっており、合計で4億2,140万円でございます。まして、本市が募集にあたりまして設定をいたしました上限額以下の金額で提案がなされているところでございます。

5 指定管理者の選定方法といたしましては、今回につきましては、公募という形ではなく、中央館となりますシリウスを担っておりますやまとみらいにおいて、一体的管理をすることが望ましいというものでございます。これまでの市民活動拠点ポラリス及び中央林間図書館についてもご審議をいただいたとおり、一体型運営という形の中で、公募せずに、やまとみらいに対して募集を行いまして、ご提案をいただいたものでございます。文化創造拠点運営審議会にて書類審査、面接審査等を行いまして、プレゼンテーションを受けた上で審査をさせていただきました。その中で、審査基準に合致いたしまして、基準以上の点数をいただいたことから、やまとみらいを指定管理者とするものでございます。

6 選定委員につきましては、文化創造拠点等運営審議会のメンバーでございますが、会長の美山良夫様をはじめ、記載の委員になってございます。

7 指定までのスケジュールでございますが、10月24日から31日までの間に指定管理者として、やまとみらいに対して募集を行いました。その後、プレゼンテーションを開催しまして、本日の教育委員会定例会に付議させていただいております。本日ご審議いただいた後、12月議会に、指定の議決をお願いをし、指定管理者が決定しますと、その後の協議以降、平成31年4月1日から4館の指定管理業務が開始されるものとなっております。

説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

○柿 本

細部説明が終わりました。

教育長

質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○森 園

指定管理者候補者としては、一体的な管理運営が望ましいという理由で、公募はしないで、やまとみらいが候補者として挙がっているというご説明をいただきました。一体的な管理運営が望ましいということは、確かにそう思いますし理解できますけれども、公募しないでプレゼンテーションを行い、基準に達していたという部分は、理解しにくい内容となります。選定委員が基準以上によかったとした部分を聞かせていただきたいと思っております。

○前 嶋

今回対象の4館だけではなく、シリウス、中央林間図書館、市民活動拠点ポラリスの3館をプラスし、全部で7館となりますが、図書・学び

交流課長 交流課が所管している全ての社会教育施設を一体的にやまとみらいが管理していくという形になります。全ての指定管理期間をシリウスの指定管理期間までとさせていただいているところをごさいますて、次の期間となる段階で、シリウスをはじめ、生涯学習センターなどを含め、一体的に公募をさせていただく予定でございます。次の期間となるまでについても、一体的管理が望ましいという中で、図書館長が、各地区の館長までも指定管理の中で統括ができる。また、生涯学習センター館長が各地区の学習センターの館長も統括することができるという形で、やまとみらいが望ましいというところでありました。そのため、次の期間までの間につきましては、公募せずにやまとみらいを指定したいというところをごさいます。そのような中で、審査につきましては、公募であっても同様かと思えますけれども、審査基準を設けて、事業計画書の内容や、企画提案が適切かどうか5段階の評価基準を定めさせていただき、そこに配点をしまして、最低基準として6割以上とらなければ不合格とさせていただきました。かなり高い点数をつけられた審査員もいらっしやいます。各審査員、6割以上の点数をつけられ、企画提案として十分満足できるものだろうというご判断をいただいた上で、今回ご提出をさせていただきました。

また、地区の学習センターは、地域に密着しているところで、図書館も同様でございます。そういった部分については、従前から十分に指定管理候補者にもお話をさせていただいて、こちらが求めているものとして、既存の行事なども引き継ぐことなど、募集要項にも載せさせていただいております。また、現在、地区の学習センターは月曜日休館でございいますが、月曜日も開館させていただくこととしている中で、直営で同様に開館しますと人件費も相当かかるところでございいますが、安い人件費でできるということもあり、総合的な中で評価をさせていただきました。

以上です。

○森 園 委員 　ご説明いただいた内容は理解できますが、全てを指定管理にするということは、費用の問題なのではないでしょうか。私は市の直営という施設が1館はあって、市民とのやりとりの部分で市が間に入るということは、利用する側にとって必要なことかと感じます。今さらということかもしれませんが、全てを指定管理による運営にするのは、いかがなものだろうと思っておりますので、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○前 嶋 図書・学び 　指定管理になると人件費が安くなるのではないかという話もよくされますけど、シリウスも見て思うこととしましては、指定管理の最大のメ

交流課長 リットは、金額というよりも、民間企業のノウハウだと思ってございます。これはシリウスだけではなく、中央林間図書館、ポラリスでも同様でございます。指定管理者によって、これまでできなかった企画や講座をしていただいていることですか、また、市の直営でホールなどを運営した場合に、現在シリウスで行っている講演のようなことができるかという点で、難しいと思います。そういった点で、指定管理としての最大のメリットは、民間企業のノウハウだと思えます。また、図書館の運営につきましても、図書館流通センターという会社が代表企業として入っております。全国的にも受託館も多いという中、トラブル事例や企画の事例なども多く持っております。市にも司書の資格を持った職員はおりますが、長く図書館にいられることもなかったものですので、そういった中では、なかなかノウハウが発揮できなかったということもあります。専門性の高い方がいらっしゃるということから指定管理は大変優位ということがありまして、昨年、条例改正をして、基本的に図書館と生涯学習センター各館は全て指定管理で運営していく方向性を定めさせていただきました。

しかしながら、森園委員のおっしゃることは当然でございます。市がもう関与しないのかということ、そういうことでは全くなく、図書・学び交流課は、この後も残ります。子ども読書推進ですとか、社会教育の根幹となる行政ですとか、生涯学習の全体的な計画などを担っていくところでございます。発注者としましても、実際にシリウスでも行っていますが、綿密に指定管理者とは調整をしています。逆に、指定管理者でも何かトラブルが起きたときには、勝手にやってくださいということではなく、一緒になって考えてよい方向にしようという形をとっており、このシリウス以降、新しい指定管理のスタイルができたと思っております。その中で、これからもそういった部分は市が関与しないということではなくて、積極的に関与しながら進めていきたいと考えているところでございます。

○森 園 市が指定管理者にお任せしたので関係ないということが決してないというのを聞いて安心しましたが、現在、いろいろな指定管理者の施設を利用させていただきますと、「指定管理だからそれはだめです。」とか、「これはできません。」ということがございます。利用する場合には、血の通った話し合いの中でのものが成立するのが、市民のための施設だと私は理解していますので、いかに市民が便利にその施設を利用できるかということは、大切なことだと思っております。その辺を伺いたくて、質問いたしました。よろしく願いいたします。

○青 蔭
委 員
この段階では、こういうことかもしれませんが、次回はなるべく公募して、公明正大に行っていただきたいと思います。なるべく多くの見積もりや応募者を見て、その中でお選びいただくという方法のほうがこれからはよいかと思います。やまとみらいについては、シリウスを見てみますと、本の配架やレイアウトを見ていて、失礼ですけれども、行政の方がやるよりはるかによいと思いますので、もちろんよいのですが、公募することについてはお考えいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○前 嶋
図書・学び
交流課長
シリウス以降、新しい建物として中央林間図書館、ポラリス、また、既存館について、指定管理となります。ここで指定管理期間の終了時期がそろいますと、次からは5年ごとの期間で公募ができる形となりますので、公募というスタイルで進めさせていただきたいと思ってございます。

○青 蔭
委 員
よろしくお願いいたします。

○柿 本
教育長
ほかにないようでしたら、質疑を終了させていただきます。
これより議案第47号について採決いたします。
本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということで、議案第47号は可決いたしました。

ここで日程を変更し、議案を1件追加いたします。

日程第5(議案第48号)「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

細部説明を求めます。石川教育総務課長。

○石 川
教育総務
課 長
よろしくお願いいたします。
工事請負契約の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見の申し出に関し、ご審議いただきたく、契約事務の日程の都合により、追加でご提案させていただくものでございます。

提案理由といたしましては、平成30年度予算に計上しております市立大野原小学校大規模復旧防音・改修工事を施工したい必要によるものでございます。

大野原小学校の大規模復旧防音・改修工事につきましては、老朽化した校舎をリニューアルするとともに、バリアフリーに配慮し、エレベーターやみんなのトイレの整備、照明設備のLED化や屋上太陽光発電システムの設置などを実施するものでございます。

以上の諸工事のうち、このたび電気設備工事につきまして、工事請負契約を締結させていただくものでございます。

1 ページ、1 契約の方法につきましては、条件付一般競争入札。2 契約の相手方につきましては、大和市深見 3 9 1 9 番地の 8、橋本電気工事株式会社、代表取締役橋本吉宣。3 契約金額につきましては、1 億 4, 9 6 8 万 8, 0 0 0 円。4 工事場所につきましては、大和市上草柳七丁目 4 番 2 6 号、大和市立大野原小学校でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○柿 本 細部説明が終わりました。

教育長 質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○小 松 今回は電気工事についてということですが、2 ページ目に工事概要
委 員 が示されていますので、これからのことも考えながら申し上げさせていただきます。屋上に設置します太陽光発電については、その必要性がどのくらいあるのか疑問に思っております。いかがでしょうか。

○石 川 主な使用目的といたしましては、2 点ほど考えてございます。1 点
教育総務 目につきましては、電気を買うだけではなくて、太陽光を使って、電力を
課 長 賄うこと。2 点目につきましては、環境学習として使っていきたいと考えております。

以上でございます。

○小 松 1 点目として、学校の電力を賄うということですが、実際にどれく
委 員 らいの電力が賄えているのかについては、出ておりますか。

○石 川 これまで市内の小中学校に太陽光発電の設備を 1 1 校設置して
教育総務 ます。そのデータに基づきまして説明させていただきます。発電容量
課 長 は学校により違いがございしますが、学校で使用した電気のうち、太陽光発電による電力割合は、平均 3. 6 2 % の電気を賄っております。

以上でございます。

○小 松 3. 6 2 % という結果がどのように受けとめていいのか困惑して
委 員 おります。太陽光発電に関しましては、見直されているところがあります。一時期、全国的に設置していこうという流れの中で行ってきましてけれども、実際にどれくらいの電力が賄えるのか。そして、メンテナンスにどのくらいの費用がかかっているのか。賄えている電気代とメンテナンス代の状況が、賄えている電気代のほうが多いならばよいと思うのですが、メンテナンス代に多額の費用がかかっているという状況であるならば、太陽光発電を設置する意味があるのだろうかというところを、もう一回考えていっていただきたいと思っております。決して安い設備ではないはずですので、それだけのお金をかける価値がある

のかということ、精査していただきたいと思います。

また、2点目の環境学習については、実際に太陽光発電設備を設置していなくても学習はできると思います。代わりになるものを模索していけばよいと思います。

流れとして、この学校に設置したから、次の学校にも設置しましょうということではなくて、先ほど申したように、賄えている電気代よりメンテナンス代のほうがかかってしまうのであればやめるべきだと思います。メンテナンス代をかけてでも、設置する価値があるのであれば、設置していただいたほうがよいと思いますけれども、そういったことを精査しながら進めていただきたいと思います。

以上です。

○石川 委員 私も同じような意見です。形だけ、格好だけ設置するというようであれば要らないと思います。設置するのであれば、少なくとも3分の1の電力が賄えるようなシステムでないと意味がないと思います。子どもたちに、太陽光で電気ができて、流れていると言っても、あまり意味がないような気がします。メリットがあれば設置するけれど、なければ設置しないということは、はっきりさせたほうがよいかと思います。

以上です。

○森園 委員 1校にこの設備が設置されているということですので、それを踏まえた中で、大野原小学校にも設置するということだったのですけれども、どのように寄与しているかとか、何かの学習に役に立ったとかございますでしょうか。逆に電力が、3.6%程度であるならば、かかった費用のほうが高いのではないかと思います。

○石川 教育総務課長 先ほどご説明しました割合につきましては、平均値でして、天候の状況にもよってしまいます。割合としましては、各校ばらつきがございまして、割合が大きい学校ですと、9.1%位を賄っている学校もございます。

また、教育の教材として設置しているということについては、各校で環境学習として取り組んでいるところだと思います。

以上でございます。

○森園 委員 発電した電力は、例えば電気代が1,000円でしたら30円ぐらいは賄えるという状況なのかと思います。その30円と工事費の兼ね合いについて一考したほうがよいのではないかと思います。

また、パネルを見ることなどが環境学習になるということについては、さまざまな考え方がありますので、設置する理由に挙げるという

ことは少し適切ではないように思います。

以上です。

○青 蔭 委員 資料に記載している内容で入札にかけているわけですから、今この議論がされたからといって、太陽光発電システムを削ってもう一度入札をかけるというのは、難しいことかと思えます。しかしながら、総合教育会議でも述べさせていただきましたが、これからまだ学校も新築、あるいはメンテナンスをすることもあるでしょうから、検討していただきたいと思えます。現在、太陽光につきましては、国が大きく方向性を変えています。このようなことにも感度よく察知していただければと思えます。説明がありましたように学習をするのであれば、パネルを観測して、晴天時の状況、曇天時の状況など、データをとってみるなどしてみたいかでしょうか。大概扇風機が何回回ったということだけではなく、パネルに出た数字がどういうことなのかということ、研究するような形にしたらいかがでしょうか。今回の工事内容はすでに決まっていますので、今さら削ることはできないと思えますので、述べさせていただきました。

○石 川 委員 定例会で議論されるときには、設計が終わった内容が出てきますが、例えば、設計変更が今からでも可能なのかどうかということをお伺いしたいと思います。可能であれば、議論したようなことも考えていけるかもしれませんが、無理ということであれば、今後、このような案件を議論するときには、設計変更が可能な時点である程度出していかないと、議論する意味がないのではないかという気がいたします。その辺はいかがでしょう。

○石 川 教育総務課長 今回の議案に関しましては、電気設備についてでございますが、大野原小学校の工事の全体としましては、建築ですとか給排水ですとか、契約が複数重なったの工事となりますので、申し訳ございませんが、この段階での変更ということではできないと思えます。

今後につきましては、また検討させていただきたいと思えます。

○石 川 委員 そのような状況であれば、致し方がないというようには思えます。ただ、決まった段階で、このような形で出てきて、承認してくださいということであれば、少しおかしいかなという気がします。

○柿 本 教育長 この太陽光発電につきましては、環境教育の一環ということもありまして、この大野原小学校だけではなくて、ほかに設置されている11校でどのように使われているのかなど、そういったことにも振り返って、トータル的に精査させていただきます。学校の中では、環境教育はいろいろな形で取り組んでいまして、例えば給食の牛乳のパッ

クも再利用できるように子どもたちが干しています。そういった中、この太陽光発電はどのように位置づけられて教材として使われているのか、そういったところから振り返らせていただいて、次回は課題として整理したものをご提示させていただきたいと思っております。

○青 蔭 委員 石川委員がおっしゃったように、次回は、基礎的な段階からご説明させていただきたいと思います。次回は設置する必要はないと考えています。その分の予算で、花壇に何か植えるとか、ほかにお金を使ってあげたいと思います。今回は、教育長がおっしゃったように、せっかく設置するのですから、これを教材として使うことを考えていただいて、有効利用することを考えましょう。ぜひそういう方向に進めていただいて、次回からは、設置しないことにしてもよいのではないかと思います。

○石 川 委員 今後はそういうことを話し合っただけで考えていくようにしていただきたいと思います。余った電気を電力会社が買わないというような状況の中で、例えば、蓄電システムというような災害時に使用する可能性もあるというようなことになれば、また違うのかもしれませんが。その辺までを考えて、学校の設備を整えるということであれば、可能でしょうけれども、そこまではできないというように、中途半端になってしまうのであればやめたほうがよいという感じがします。

○柿 本 教育長 ありがとうございます。
ほかはないようでしたら、質疑を終結いたします。
これより、議案第48号について採決いたします。
本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

課題というところはいただきながら、異議なしということで、議案第48号は可決いたしました。

◎その他

○柿 本 教育長 それでは、その他に入ります。
各課での報告事項について、順次報告をしてください。
「北部文化・スポーツ・子育てセンターに関する教育財産の取得と用途の廃止について」。

前嶋図書・学び交流課長。

○前 嶋 図書・学び 1 ページ、教育財産の取得でございます。大和市北部文化・スポー

交流課長 ツ・子育てセンター（市民交流拠点ポラリス）についてでございます。こちらの案件につきましては、昨年の5月定例会において、取得の議決をいただいておりますが、当時はまだ工事契約が確定できておりませんでしたので、平成29年5月時点で26億円という契約額でございました。こちらが確定いたしまして、22億5,993万240円となりました。こちらの金額が確定したということで、ご報告をさせていただくものでございます。

続きまして、2ページ、教育財産の用途の廃止でございます。ポラリスにつきましては、こちらの7月定例会において、議決をいただいております。3ページに図面がございますが、道路の関係等で面積等が少し変わっております。昨年7月の段階では2,277.88平方メートルでございましたが、2,448.49平方メートルとなりました。また、評価額につきましては、昨年の7月の段階では、5億438万6,412円でございましたが、面積が増えたことから、全体で5億7,364万4,479円となりました。こちらにつきましても面積及び評価額が確定できましたので、報告をさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○柿本 質疑等ございますか。よろしいですか。

教育長 予定されている報告は、全て終了いたしました。

事務局よりほかに何かございますか。

委員の皆様から何かございますか。

特にないようでしたら、12月の会議の日程をお知らせします。

12月定例会は、12月26日火曜日、午前10時からを予定しております。

◎閉 会

○柿本 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

教育長 これにて、教育委員会11月定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時36分